

「沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務」企画提案仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務

2 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 予算額

1,647,000円以内（消費税及び地方消費税を含む額）

ただし、当該金額は企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

4 委託業務概要

県民の生命・身体・財産等を災害の脅威から守るための基盤整備を図り、本県の防災力の強化に資することを目的に、市町村が、地震や津波などの災害の発生に備え、災害対策基本法の規定に基づき作成（更新）すべき「避難行動要支援者名簿」や各避難行動要支援者に合わせて具体的な避難方法などを定める「個別避難計画」の策定、「福祉避難所」の設置促進等を行うため、専門的・技術的な支援を行う。

5 委託業務内容

（1）モデル市町村への技術的支援

次に掲げる市町村をモデル市町村とし、各モデル市町村の要望に応じた技術的な支援を実施する。なお、技術的な支援は、原則、web会議2回以上を含む内容とする。

※ 下記の7市町村のうち、4以上の市町村について対応すること。

① 宜野湾市

【個別避難計画の策定に関する支援】

個別避難計画の作成にかかる技術的支援について

（優先的に何から取り組めばよいか。支援者が見つからない場合の対応策等）

【福祉避難所の設置に関する支援】

災害時の福祉避難所の運営についての体制づくりの構築について

② 浦添市

【個別避難計画の策定に関する支援】

要援護者避難行動計画の改定について

（平成20年度に策定した要援護者避難行動計画の改定に向け、特に気を付けるポイントなどを確認したい。）

【福祉避難所の設置に関する支援】

福祉避難所と個別避難計画の連携について

（福祉避難所の設置はあるが一度も開設したことが無いため、今回の改正法に伴い、個別避難計画とどの様に連携することが出来るのか再確認したい。また、他市は連携をどのように行っているのか確認したい。）

③ 名護市

【個別避難計画の策定に関する支援】

実行可能な避難計画を立てるための調整方法について

(関係者や市民(隣人)との調整・マッチング等)

【福祉避難所の設置に関する支援】

避難所に福祉専門職を配置し、福祉避難所とする事例や調整方法について

④ うるま市

【個別避難計画の策定に関する支援】

避難支援等関係者向けの講演会「避難行動要支援者の避難支援の取り組みについて」

⑤ 南城市

【個別避難計画の策定に関する支援】

避難支援等関係者へ個別避難計画に関する Web 研修の開催について

【福祉避難所の設置に関する支援】

福祉避難所の協定締結施設を増やすため、高齢者施設関係者へ福祉避難所に関する Web 研修の開催について

【その他災害時要配慮者に関する支援】

模擬訓練の実施に関する支援について

(令和2年度に避難行動要支援者避難支援計画を策定。避難支援体制の整備、避難支援等関係者との連携、模擬訓練の実施等で支援を希望。)

⑥ 嘉手納町

【個別避難計画の策定に関する支援】

個別避難計画策定に至るまでの手順や流れ等について

また、災害の種類毎の避難計画が必要な場合等について

【福祉避難所の設置に関する支援】

福祉避難所の設置に向けての取り組みや、福祉避難所の要件(要件の例外もあるのか)、協定書等や留意事項について

【その他災害時要配慮者に関する支援】

災害時要配慮者に関する支援で、優先的に実施する必要があるものと、その方法について

(支援者がみつからない。支援者を個人ではなく地域団体等にして、皆で見守る体制にできるか検討していきたい。規則の改正も検討)

⑦ 八重瀬町

【その他災害時要配慮者に関する支援】

災害要援護者名簿の登録・更新(選定方法)等について

(2) 管内市町村担当職員を対象とした講演会(セミナー)の開催

沖縄県内すべての市町村担当職員等を対象に、「個別避難計画」の策定、「福祉避難所」の整備に必要な情報の提供その他技術的な支援を行うため、講演会(セミナー)を開催する。

なお、講演会を開催する際には、その開催日時及び場所は沖縄県と協議のうえ決定することとし、会場費(会議室等の使用料)及び「個別避難計画」の講演会(セミナー)にかかる講

師等の旅費・謝礼は本委託契約の対象外として、別途調整する。(内閣府「個別避難計画作成モデル事業」にて対応予定)

(3) 管内市町村等に対する電話相談(Email 含む)支援

沖縄県及び管内市町村からの「個別避難計画」の策定や「福祉避難所」の設置等に係る問合せについて、専門的・技術的な観点から電話相談による支援を行うこと。

電話相談については、平日9時から17時(土・日祝祭日除く)を基本とするが、常時対応できない場合は、折り返し対応するなどして差し支えない。

また、電話番号及びEmailについては、受託者の既存の番号を活用してよいこととする(フリーダイヤル回線である必要はない)。

なお、市町村等からの照会事例は、今後活用できるようQ&A形式で取りまとめておくこと。

(4) 委託事業の確実な実施のための業務

本委託事業を確実に実施するため、次に掲げる計画書等を、契約後2週間以内に沖縄県へ提出する。

- ① 事業実施計画書(事業の実施スケジュール及び実施体制を明記すること)
- ② 事業実施方針

(5) その他本事業の実施に付随する業務

本委託事業の実施にあたり必要となる書類(事業開始時に提出する着手届、支援先市町村等の報告書(議事録等を含む。)、事業完了後に提出する実績報告書、研修会等で使用する各種書類や資料などを指す。)を作成する。あわせて、事業実施の過程で必要となる沖縄県、市町村など関係機関との調整事務を行う。

6 実施体制の整備

受託者は、本事業を実施するために必要な業務の全般を管理する責任者を配置し、上記5(5)

- ①で示す事業実施計画書に明記しなければならない。

7 完了検査

本事業の完了検査は、完了届、実績報告書の提出および受託者による説明により行うものとし、受託者は検査の際には、事業の遂行のために要したすべての費用がわかる一覧表およびこれらの費用の支出を証明する領収書などの証拠書類を準備すること。

8 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

- ① 本委託業務について、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ② 上記の「契約の主たる部分」とは、契約金額の50%を超える業務及び企画判断、管理

運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務とする。

(2) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認、再委託の範囲

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 業務に必要な機器の保守、点検業務
- ⑤ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 事業受託時の留意事項

- (1) 本事業で使用する資料や成果物のほか、業務上知り得た事項について、沖縄県の了解なく外部に開示しないようにすること。
- (2) 本事業の遂行により生じた著作権等の知的財産権は、原則として沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、沖縄県と緊密な連携のもと事業遂行にあたること。
- (4) この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた事項については、受託者と沖縄県の双方で協議して定める。